

全建 労 発 第 31 号
平成 27 年 7 月 9 日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 伊 藤 淳
(公印省略)

「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」等の策定について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では、建設業における斜面崩壊による労働災害防止対策のより一層の推進を図るため、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」をとりまとめました。このガイドラインは、労働安全衛生規則第 355 条の調査及び第 358 条の点検のより適切な実施方法、施工者が発注者及び設計者と協力して斜面崩壊の危険性に関する情報を共有するために実施することが望ましい方法及びそれらの留意事項を取りまとめたもので、今般、本会に対して普及・定着、労働災害防止対策の推進を図るよう依頼がありました。

併せて、「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」の策定についても周知の依頼がありました。

つきましては、貴会会員に対し、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の活用等について周知方お願い申し上げます。

以上